

○議長（吉田敏郎）

日程第3 議案第36号 負担付き寄附の受納についてを議題とします。

議案書の説明を担当課長に求めます。

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

それでは、議案を朗読いたします。

議案第36号 負担付き寄附の受納について。

負担付き寄附を受納する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月19日提出、開成町長、府川裕一。

1、寄附金額、一金5,800万円。

2、寄附者、開成町南部地区土地管理組合、理事長、永田郁夫。

3、負担の内容、開成町は次の土地を取得すること。所在、神奈川県足柄上郡開成町みなみ二丁目6番2、外2筆。地籍、532.32平方メートル。

今回の寄附につきまして、寄附者からは2つの目的により5,800万円の申込みがございました。1つ目として、将来にわたり、みなみ地区を中心とした南部地域の発展のための公共施設用地として、御指定をされました3筆の土地の購入資金ということでございます。

この土地につきましては、議案書を1枚おめくりいただきまして位置図を御覧ください。場所につきましては、みなみ自治会館の南側に隣接するところでございます。図中においては、斜線で示しているところでございます。なお、詳細な形状につきましては、位置図の裏面にございますので、御参考に見ていただきたいと思います。

そして、2つ目の目的としまして、今後のみなみ地区の良好な住環境の維持のため、開成町南部地区土地区画整理事業施工区域内の公園等の植栽維持管理費用の一部としてでございます。この2つの目的に係る費用として、5,800万円の寄附でございます。

この中で、公共施設用地として購入する土地について、特定の土地ということでの御寄附でございますので、地方自治法の規定にある負担として該当するための御提案というところでございます。

なお、寄附者である開成町南部地区土地管理組合様につきましては、みなみ地区で行われた開成町南部地区土地区画整理事業の事業主体で、その当時の土地所有者でございます区画整理組合というのがございました。こちらの組合について、事業の完了に伴い組合が解散したということで、その後、その組合の理事さんが中心となりまして、引き続き、みなみ地区の良好な住環境の維持、そして発展を図る目的として、平成27年7月に今回の寄附者である開成町南部地区土地管理組合が設立され、活動されている団体でございます。

説明は以上です。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。質疑はございませんか。

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

2番、佐々木昇です。

ちょっと確認させていただきたいんですけれども。先ほどの目的の中で、この公共用地、施設の公共用地にというお話がありましたけれども、この辺までも負担というか、町の負担になっているのか、ちょっと確認させてください。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

今回、負担ということで申し上げますと、地方自治法の中での負担の意味といいますか解釈としては、指定された土地の購入というのがございます。施設の目的自体でいうと、それは、ある程度、町が使えば公共施設という形になろうかと思えますけれども、今回については特定の場所が指定されて、そこが、もし買えなかったらと。これは寄附を受けてからの交渉という話となりますので、そういった部分について負担をされているという中での議案の御提案という形となっています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

すみません。ちょっと私、説明の理解力がないのか、もう1点、確認させていただきたいんですけれども、さっき目的の中で2つの公園の管理費、この寄附金を充てていただきたいという話でしたけれども、この負担の内容にある土地取得に対するお金というか、この辺というのは、この寄附金は全く別、土地取得のお金というのは、また別のところから考えていくということなのか、その辺を確認させてください。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

今回の5,800万円の寄附ということで、2つの目的、いわゆる土地の購入資金、そして、みなみ地区における公園等の緑地の管理、この2つの目的に沿った形の中で使ってくださいと。この中で条件とされたのが、土地の購入については、ある特定の場所だという形の中でございます。町としては、この5,800万円について、適切な額かどうかというのは、もちろん事前に確認してございます。その中

で、やはり見込まれる実勢価格での感覚であったり、それを差し引いた中で緑地に充当できる金額がどれぐらいになるかという形の中では、検証した中で御寄附を受けたいというところで確認をさせていただきます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか

6 番、星野議員。

○6 番（星野洋一）

6 番、星野です。

今の説明を聞いて思ったのは、それなら土地を実際に取得するための金額がどのぐらいで、維持管理に当たる部分、寄附を頂いたのがこの5, 800万円の中のどのぐらいになっているのか、その割合的なものを分かるのなら教えていただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

まず、土地の購入金額が幾らかということで申し上げますと、まずは、この中で、ある程度妥当であるだろうという額について御寄附を全体として受けさせていただいて、その後、土地所有者さんと土地の売買についての交渉が始まるという形となります。こちらについては、あくまでも土地の売買価格というのは売手側と買手側が合意した額という形となりますので、はっきりとした額ということでは決まっておられません。

ただ、町としては、適正な価格というのですかね、通常での売買価格というのがございますので、そういったものについては、公的な土地の価格で言いますと路線価、相続税だったり固定資産税、そういったものの額を用いた中で見込まれる実勢価格というのを考えてございます。その中で、緑地の部分に対しては数百万、恐らく500万、600万程度ぐらいのものは緑地の部分に充当できるのかなとは考えているところでございます。ですので、はっきりとした額については、ちょっと、まだ申し上げられないという状況でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

6 番、星野議員。

○6 番（星野洋一）

恐らく、500万から600万ぐらいが大体、管理の目安だろうと。残りのやつが、はっきりは分かっていないけれども、土地の購入価格ということで大体、理解してよろしいわけですね。

○議長（吉田敏郎）

答弁は、よろしいですか。

では、街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

そのとおり見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方は、いらっしゃいますか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

それでは、討論もないようですので、採決を行います。

議案第36号 負担付き寄附の受納について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって可決しました。